

介護老人福祉施設

契約書別紙

1 サービス内容

施設サービス計画に沿って、食事の提供、入浴、機能訓練、生活相談、健康管理、理美容サービス、レクリエーションその他必要な介護等を行います。

2 料金（自己負担割合については介護保険負担割合証（1～3割）にてご確認ください。）

① 基本料金（1日あたり/円） ※対象となる場合にのみ加算となります。

介護度による利用料金		サービス体制による加算		利用料金 (10割)
要介護1	6,420円	日常生活継続支援加算、精神科医療養指導加算、個別機能訓練加算Ⅰ、夜勤職員配置加算Ⅲ、看護体制加算Ⅰ、Ⅱ	882円	7,302円
要介護2	7,183円			8,065円
要介護3	7,978円			8,860円
要介護4	8,741円			9,623円
要介護5	9,493円			10,375円

②各種加算（1日あたり/円） ※対象となる場合にのみ加算となります。

下記以外加算については、施設にお問い合わせください。

加算名	加算要件	加算料金（10割）
初期加算	入所後または、長期入院後の入所した日から30日に限り加算となります。	327円
経口維持加算Ⅰ・Ⅱ	摂食機能障害を有し誤嚥が認められる入所者に対し、医師の指示のもと会議等を実施し、計画書を作成している場合（1か月あたり/円）。	Ⅰ：4,360円 Ⅱ：1,090円
療養食加算	療養食の提供を受けた場合に加算となります（1食あたり/円）。	65円
退所時相談援助加算	退所時に、入所者・家族等に対して退所後のサービス利用についての相談援助を行った場合。	4,360円
退所前連携加算	退所に先立って入所者が希望する居宅介護支援事業所と連携を行った場合	5,450円
退所時栄養情報連携加算	退所時に栄養管理に関する情報の提供を行った場合に加算となります(回)	763円
外泊時費用	病院等へ入院または居宅に外泊した場合に月6日を限度として加算	2,681円
安全対策体制加算	施設内に安全対策部門を設置し安全対策を実施する体制を整えた場合（入所時1回のみ/円）。	218円
褥瘡マネジメント加算Ⅰ	褥瘡が発生するリスクについて入所時定期的に評価し評価結果を提出した場合（1か月あたり/円）。	43円
経口移行加算	胃瘻にて食事を摂取している方が経口による食事摂取を勧める場合	305円
排せつ支援加算Ⅰ	要介護状態軽減について入所時・定期的に評価し国に提出、支援計画の作成、状態改善が見られた場合等（1か月あたり/円）。	163円
認知症チームケア推進加算	専門の研修を修了した職員を配置し認知症の行動、心理症状に対応するチームを組んでチームケアを実践した場合(1か月あたり)	1,635円
科学的介護推進体制加算	(Ⅰ)入所者ごとのADL値、栄養状態、心身の状態等の情報を国に提出した場合 (Ⅱ)加えて疾病状況を提出（1か月あたり/円）。	545円
自立支援促進加算	医師が入所時の医学的評価を行い他職種で支援経過を算定し実施、医学的評価を国に提出した場合等に加算となります(1か月あたり)	3,052円
科学的介護推進体制加算	入所者ごとのADL値、栄養状態、心身の状態等を国に提出した場合(1か月あたり)	436円
生産性向上推進体制加算	介護現場における生産性の向上に資する取り組み促進を図る観点から介護ロボットやICT等のテクノロジーの導入・継続的な活用をしていくための加算。(1か月あたり)	109円

協力医療機関連携加算	協力医療機関との実効性のある連携体制を構築し入所者の現病歴等の共有や受け入れ態勢の整備をいたします。(1か月あたり)	1090 円
高齢者施設等感染対策向上加算Ⅱ	新興感染症の発生時に感染者の診療等を実施する医療機関との連携体制を構築するなど取り組みを決めている場合	54 円
新興感染症等施設療養費	新興感染症等に感染した高齢者が施設内で療養していただいた場合にかかる加算です。(1月に1回 連続する5日間を限度とする)	2,616 円
看取り介護加算Ⅱ	看取り介護の提供を受けた場合、別途加算されます。	
介護職員処遇改善加算Ⅰ口	① 基本料金+②の加算の合計単位数(月の合計)に17.6%乗じた単位数を算定いたします。この単位数は月の区分支給限度額には含まれません。	

食費	1日あたり1,454円 ※令和8年8月～ 1,545円
居住費	多床室1日あたり915円(第四段階)
預かり金の出納管理の費用	1日あたり50円
理美容費	実費相当額
日用品	実費相当額

3 サービス内容に関する相談苦情

① 当施設ご利用者相談・苦情

担当 三宅 大輔 電話番号 3449-9611

② 港区役所の相談・苦情窓口

港区保健福祉支援部介護保険課介護事業者支援係 電話番号 3578-2881

③ 事業者・区が取り扱うことが困難な場合

東京都国民健康保険団体連合会 電話番号 6238-0177

④ 事業者・区が取り扱うことが困難な場合

東京都社会福祉協議会「福祉サービス運営適正委員会」 電話番号 5283-7020

4 事業者から管理の指定を受けた指定管理者

① 法人名 社会福祉法人奉優会

② 所在 東京都世田谷区駒沢一丁目4番15号真井ビル5F-A

③ 代表者 理事長 香取 寛

以上の契約を証するため、本書2通を作成し、利用者、事業者が署名押印の上、1通ずつ保有するものとします。

契約締結日 令和 年 月 日

契約者氏名

事業者

事業者名 港区 事業所番号 1370300277

住所 港区芝公園一丁目5番25号

代表者名 港区長 清家 愛

利用者

住所 _____

氏名 _____ 印

身元引受人

住所 _____

氏名 _____ 印 続柄 _____